

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

(令和8年度～令和12年度)

令和7年8月22日
文 部 科 学 省

令和2年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）への適合義務の対象となる特別特定建築物に公立の小中学校等（義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ。）が新たに位置付けられた。令和3年4月以降に新築等される公立小中学校等については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることとなる。また、バリアフリー法の改正に係る附帯決議には、公立の小中学校について、既設であっても数値目標を示しバリアフリー化を積極的に進めることが言及された。

このことを踏まえ、文部科学省において、公立の小中学校等を対象とし、令和2年12月に既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を示し、その達成に向けて取組を進めてきたところであるが、現在のバリアフリー化の進捗状況を踏まえて、令和8年度以降の整備目標等を示し、その目標の達成に向けた整備の推進を図るものである。

1. 将来的に目指す姿

- 学校施設の特性等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化の姿として、将来的に目指す姿は、引き続き以下のとおりとする。

○ 公立の小中学校等について、原則全ての学校施設において、車いす使用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す。
--

2. 令和12年度末の整備目標

- 1. で示す将来的な姿を目指しつつ、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標期限となる令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を令和2年12月に示し、学校施設のバリアフリー化を推進してきた。その結果、令和6年度時点で一定の進捗があったものの、令和7年度末までの整備目標に対しては、十分な進捗が見込めていない状況である。このような状況を踏まえて、これまでの整備目標を早期に達成することを目指し、令和12年度末までの整備目標を、以下のとおり示す。

(整備目標設定の考え方)

- 公立小中学校等について、優先的にバリアフリー化を図る対象として、以下の視点を踏まえ、取組の推進を図る。
 - ・学校における円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員の在籍状況
 - ・災害時における避難所の指定状況(災害対策基本法に基づく指定避難所以外の「避難所」を含む)
- 迅速な対応を進める観点から、あらゆる機会を捉えて、段階的な対応も含め、着実に学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化改修等の大規模改修時には、建築物移動等円滑化基準を参考に、施設全体のバリアフリー化を促進する。
- この際、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、配慮が必要な児童生徒等の入学等の予定や将来的な動向等を踏まえ、柔軟かつ適切な対応を促進する。
- また、各地域の防災部局と連携した避難所整備やバリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針や基本構想の策定などまちづくりの観点からのバリアフリー化の取組も促進する。

(具体的な整備目標)

対象		令和7年度 (見込み)	令和12年度末までの目標	
バリアフリー トイレ		校舎	77.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約97%に相当 (数値目標)
		屋内運動場	51.3%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物 の前まで	校舎	85.6%	全ての学校に整備する ¹
		屋内運動場	81.6%	
	昇降口・玄関等 から教室等まで	校舎	67.4%	
		屋内運動場	67.4%	
エレベーター ²		校舎	32.9%	要配慮児童生徒等 ³ が在籍する全ての学校に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約43%に相当 (数値目標)
		屋内運動場	72.4%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約78%に相当 (数値目標)

¹ 小修繕や、段差解消機または既製品のスロープ等による対応を含む。

² エレベーター整備数には、1階建ての校舎、屋内運動場を含む。

³ 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員を指す。

3. 個別の目標設定の考え方

2. で示した整備目標について、個別の目標設定の考え方を以下に示す。

(1) バリアフリートイレ

- 災害時に避難所となる施設において、車いす使用者用トイレは、良好な避難生活を送る上で重要な機能であることから、避難所に指定されている学校における整備率を原則 100%とすることを目標とする（校舎については、令和 6 年度調査時点で総学校数の約 94%に相当、屋内運動場については、令和 6 年度調査時点で総学校数の約 97%に相当するが、屋内運動場との一体的な利用も想定し、校舎についても屋内運動場と同様の割合を目標とする）。
- この際、新築・改築時において、令和 7 年 6 月に施行された改正バリアフリー基準に基づき、トイレのある各階へ車いす使用者用トイレを設置することはもとより、既存施設についても、可能な限り複数階への車いす使用者用トイレの設置を検討し、長寿命化改修等の大規模改修時には、各階への車いす使用者用トイレの設置を促進することとする。

(2) スロープ等による段差解消

- スロープ等による段差の解消は、円滑な移動等を行う上で欠かせないものであり、全ての学校において備えるべき基本的な機能と位置付け、全ての学校を対象とし、整備率を原則 100%とすることを目標とする。
- この際、災害時における避難経路の複数動線の確保や、迅速かつ段階的な整備を図る観点から、小修繕や、段差解消機または既製のスロープ等による対応も含め、段差の解消を積極的に促進することとする。

(3) エレベーター

- エレベーターの整備については、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員（要配慮児童生徒等）が在籍している学校においては、人的サポートがなければ、日常的な上下階の移動を円滑に行うことが困難な状況にあり、施設面での対応を急ぐ必要があると考えられることから、現に要配慮児童生徒等が在籍している学校から、エレベーターを優先的・段階的に整備していくことが必要である。
- このため、校舎、屋内運動場ともに、要配慮児童生徒等が在籍している学校において、エレベーターを原則 100%整備することを目標とする（校舎：令和 6 年度調査時点で総学校数の約 43%に相当、屋内運動場：令和 6 年度調査時点で総学校数の約 78%に相当）。

- また、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、配慮が必要な児童生徒の入学等の見込みを早期に把握し、優先的に対応することを促進する。

4. 整備目標の達成に向けた取組目標

2. で示した整備目標の達成に向けて、その取組を推進し、また、バリアフリー化の整備内容の質の担保のための取組目標を以下のとおり示す。

(1) 整備計画の策定

- 早期のバリアフリー化を図るため、令和12年度までに原則全ての学校設置者において、バリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されることを目標とする。
- この際、迅速かつ実効性のある整備計画の策定がされるよう、現在、ほぼ全ての学校設置者において策定されているインフラ長寿命化計画に基づく個別施設計画において、現在、計画の更新時期を迎えていることを踏まえて、整備目標の着実な達成に向けたバリアフリー化の整備に関する取組方針や具体の実施時期等について同計画に位置付けることを促進する。

(2) 当事者参画の実施

- 令和12年度時点で新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者において当事者参画が実施されること（予定含む）を目標とする。
- 当事者参画に当たっては、児童生徒や教職員、保護者を始め、地域の障害者・高齢者・妊産婦等も当事者⁴として想定し、学校整備に関する検討会等への参画やワークショップ、アンケート・ヒアリング、説明会、パブリックコメント、現地確認・類似施設見学（他の整備案件への還元）等を行うものとする。

5. 学校施設のバリアフリー化の進捗状況のきめ細かな把握

- 引き続き、整備目標に示した各事項について、その整備の進捗を定期的に把握する。
- また、各学校におけるバリアフリー化の取組の全体像が把握できるよう、ソフト対応の状況や各学校の実情に応じた代替措置等についても把握するなど、各学校施設におけるバリアフリー化の取組状況について、きめ細かく把握し、関係者と共有する。
- この際、当該把握に当たっての学校設置者の負担が過大とならないように配慮する。

⁴ 「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」（令和7年5月国土交通省）では、「当事者とは、原則としてすべての施設利用者を指すが、多様なニーズを反映したり質の高い施設整備を進めるためには、施設の利用にあたって多くの制約を受ける障害者からのニーズを丁寧に吸い上げることができる人選を行うことが重要である。」と記されている。